

【翻訳】

データへのアクセス及びその共有を増大することに関する OECD の理事会の勧告 (2021 年) (1)

松宮 広和

情報法研究室

[COMMENT] OECD Recommendation of the Council on Enhancing Access to and Sharing of Data, OECD/LEGAL/0463 (rel. Oct. 6, 2021) (1)

Hirokazu MATSUMIYA

Information, Law and Technology

Abstract

On October 6, 2021, the OECD Council adopted the Recommendation on Enhancing Access to and Sharing of Data (EASD), OECD/LEGAL/0463 on the proposal of the Committee on Digital Economy Policy (CDEP), the Committee for Scientific and Technological Policy (CSTP), and the Public Governance Committee (PGC). All of the 37 OECD Member countries and Brazil, one of the OECD's Key Partners, adhered to this Recommendation. The objective of the Recommendation is "to set out general principles and policy guidance on how governments can maximise the benefits of enhancing data access and sharing arrangements while protecting individuals' and organisations' rights and taking into account other legitimate interests and objectives." The core idea of the Recommendation demonstrated its utility during the 2019 COVID-19 global pandemic. Western developed countries including OECD Members should further cooperate and proceed to: (1) foster data-driven scientific discovery and innovations, and protect the data created throughout the data value cycle, and (2) address and solve the problems caused by the asymmetry of regulations between the "Western Cyber-Space," *i.e.* the free Internet, and the "Cyber-Space of the Authoritarian Regimes."

目次

[解説]

[資料]

- 「データへのアクセス及びその共有を増大することに関するOECDの理事会の勧告」
 「背景情報」(='Background Information')
 「データ・ガバナンス」(='Data Governance')、 「データ・アクセス」(='Data Access')
 及び「共有」(='Sharing')に関するOECDの仕事
 当該勧告を発展させるためのある「協力的な」(='co-operative')、かつ、「包含的な」
 (='inclusive')過程
 「当該文書の範囲」(='Scope of the instrument')
 「次の段階/ステップ」(='Next steps')
COVID-19(の)対応及び復興への関連(性) (以上、(1) 本巻127頁以下)
 (勧告本体)
OECDについて
OECD(の)法的文書 (以上、(2・完) 本巻151頁以下)

[解説]

2021年10月6日、「経済協力開発機構」(='the Organisation for Economic Co-operation and Development'/以下「OECD」)の決定機関である「OECDの理事会」(='the OECD Council')は、「データへのアクセス及びその共有を増大することに関するOECDの理事会の勧告」(='the Recommendation of the Council on Enhancing Access to and Sharing of Data'/以下「OECD EASD」)¹を、採択した²。

¹ OECD, Recommendation of the Council on Enhancing Access to and Sharing of Data, OECD/LEGAL/0463 (rel. Oct. 6, 2021), available at <<https://legalinstruments.oecd.org/api/print?id=668&lang=en>> (visited Oct. 10, 2021) (以下「OECD EASD」)。

² 本稿執筆の時点における「OECD加盟国」(='the OECD Member country(-ies)')は、以下の通り。すなわち、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、ベルギー王国、カナダ、チリ共和国、コロンビア共和国、コスタリカ共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、エストニア共和国、フィンランド共和国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、ギリシャ共和国、ハンガリー、アイスランド共和国、アイルランド、イスラエル国、イタリア共和国、日本国、大韓民国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルクセンブルク大公国、メキシコ合衆国、オランダ王国、ニュージーランド、ノルウェー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、スペイン王国、スウェーデン王国、スイス連邦、トルコ共和国、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)、及びアメリカ合衆国の37箇国である。「欧州連合」(='the European Union'/以下「EU」)は、OECDの当該仕事に、参加する。

本勧告は、これらの「OECD加盟国」及びEUである38つの国又は地域に加えて、OECDの「鍵となる」(='key')「パート

本勧告は、OECDの「デジタル経済政策委員会」(='the Committee on Digital Economy Policy'/以下「CDEP」)、
「科学及び技術政策委員会」(='the Committee for Scientific and Technological Policy'/以下「CSTP」)、並
びに「公共統治委員会/公共ガバナンス委員会」(='the Public Governance Committee'/以下「PGC」)の当
該提案に基づくものである³。

当該「勧告」(='Recommendation')が、設定する目標は、「個人」(='individual(s)')及び「組織/機関/団体」
(='organization(s)')の「権利」(='right(s)')を保護し、そして、他の「合法的な/正当な/適法な」(='legitimate')
「利益」(='interest(s)')及び「目的」(='objective(s)')を考慮する一方で、如何に政府が、「データ・アク
セス」(='data access')及び「共有」(='sharing')を、増大することの当該利益を最大化し得るかについて、
「一般原則」(='general principle(s)')及び「政策的指針」(='policy guidance')を述べること、である⁴。

OECD EASDは、当該「民間部門」(='private sector(s)')及び「公共部門」(='public sector(s)')に渡って/中
に、地球的に/世界的に、「データ駆動型の科学的発見」(='datadriven scientific discovery')及び「革新/
イノベーション」(='innovations')を「育成する」(='foster')目的で、新たな及び既存の「データの源/デー
タ・ソース」(='data source(s)')の「協力/コラボレーション」(='collaboration(s)')及び「動力化/利用」
(='harnessing')を容易にして、以下を助ける⁵。すなわち、

- (a) 「環境(の)」(='environmental')「課題/難問/難題」(='challenge(s)')を含む、「社会的な」(='societal')「課
題/難問/難題」(='challenge(s)')、及び当該「COVID-19危機」(='the COVID-19 crisis')の様な「地球的な/
世界的な」(='global')「緊急事態」(='emergency(-ies)')を、解決すること、
- (b) 「持続可能な成長」(='sustainable growth')を加速させ、そして、社会の「福祉」(='welfare')及び「幸
福/福利」(='well-being')を、増大すること、

ナー」(='partner(s)')の1つであるブラジル連邦共和国を含む合計39つの国又は地域の支持に基づいて、提案され、そして、
「OECDの理事会」(='the OECD Council')によって、採択された。

³ OECD EASD, *supra* note 1, at 3.

⁴ *Id.*

⁵ *Id.*

(c) 「証拠に基づく政策立案/エビデンス-ベースト・ポリシー・メイキング」(='Evidence-Based Policy Making'/以下「EBPM」)と同様に、「公的サービス(の)設計及び提供」(='public service design and delivery')を、発展させること、

(d) 社会全体に渡って/中に、「透明性」(='transparency')、「説明責任」(='accountability')、及び「信頼」(='trust')を、増大すること、並びに

(e) 「企業」(='enterprise(s)'),「労働者」(='worker(s)'),「市民」(='citizen(s)'),及び「消費者」(='consumer(s)')を含む、デジタルの「商品」(='good(s)')及び「役務」(='service(s)')の「利用者/ユーザー」(='user(s)')に「力を与える」(='empower')こと⁶。

「データ・ガバナンス」(='Data Governance')、「データ・アクセス」(='Data Access')及び「共有」(='Sharing')に関するOECDの仕事は、以下の通りである。

OECDによる当該作業は、何年もの作業の延長線上に存在し、それは、CDEP並びにその「デジタル経済におけるデータ・ガバナンス及びプライバシーに関する作業班/作業部会」(='Working Party on Data Governance and Privacy in the Digital Economy'/以下「DGP」)を通じて、CSTP、並びにPGCは、その「デジタル政府高官作業班/作業部会」(='Working Party of Senior Digital Government Officials'/以下「E-Leaders」)を通じて、行われてきた⁷。

OECDは、当該作業を通じて、当該「データのガバナンス」(='governance of data')に関する「政策立案」(='policy making')を導く目的で、数多くの「法律文書」(='legal instrument(s)')を、発展させてきた。特に、4つのOECDの勧告が、「データへのアクセス及びその共有を増大すること」(='enhancing access to and sharing of data'/以下「EASD」)に関するものであり、特に/より特定の、「データ(の)開放性」(='data openness')、「透明性」(='transparency')、「利害関係者/ステークホルダー(の)関与」(='stakeholder engagement')、「知的財産権」(='Intellectual Property Right(s)'/以下「IPR(s)」、及び「価格設定」(='pricing')

⁶ *Id.*

⁷ *Id.*

の様な共通の課題に関して、「案内/指導/ガイダンス」(='guidance')及び「ベスト・プラクティス/最良[最善]の実務」(='best practice(s)')について、述べる⁸。

しかしながら、「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')に関する作業を行う過程で、OECDは、「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')が、「部門」(='sector(s)')及び「管轄権」(='jurisdiction(s)')を越えて、増大的に発生しているために、より「首尾一貫した」(='coherent')「データ・ガバナンス」(='data governance')の枠組みのための当該必要性を、認識した⁹。

OECDのこの問題意識は、「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')から生じる当該利益の多くは、ある「領域」(='domain')及び「部門」(='sector')において、創造されたデータが、他の領域又は部門において、適用される場合に、更なる「見識/洞察」(='insight(s)')を提供し得る(と云う)当該事実に基づく¹⁰。

OECDが、当該勧告を発展させるために採択した、ある「協力的な」(='co-operative')、かつ、「包含的な」(='inclusive')過程は、以下の通りである。

⁸ 「データへのアクセス及びその共有を増大すること」(='enhancing access to and sharing of data'/以下「EASD」)に関する OECDの4つの勧告は、以下を含む。

- ・「公的資金からの研究データへのアクセスに関する勧告」(='Recommendation concerning Access to Research Data from Public Funding') [OECD/LEGAL/0347];

- ・「公共部門(の)情報への増大されるアクセス及びより効率的な利用のための勧告」(='Recommendation for Enhanced Access and More Effective Use of Public Sector Information') [OECD/LEGAL/0362];

- ・「デジタル政府戦略/デジタル・ガバメント戦略に関する勧告」(='Recommendation on Digital Government Strategies') [OECD/LEGAL/0406]; 並びに

- ・「健康データ(の)統治/運営/管理/ガバナンスに関する勧告」(='Recommendation on Health Data Governance') [OECD/LEGAL/0433]。OECD EASD, *supra* note 1, at 3.

⁹ *Id.*

¹⁰ *Id.*

当該勧告は、3つのパートナー委員会、すなわち、CDEP、CSTP、及びPGCによって、「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')に関するそれらの従前の仕事に基づいて、提案された¹¹。

そして、当該3つのパートナー委員会によって、指名された専門家のある「合同運営グループ」(='Joint Steering Group'/以下「JSG」)が、当該仕事を支持する目的で、結成された¹²。

それは、30を超える「OECDの加盟国」(='Member(s)')及び「パートナー経済(地域)」(='partner economy(-ies)')からの代表者を含むのと同様に、「OECDの経済」(='Business at OECD')(「経済産業諮問委員会」(='Business and Industry Advisory Committee'/以下「BIAC」)、「労働組合諮問委員会」(='Trade Union Advisory Committee'/以下「TUAC」)、「市民社会情報社会諮問委員会」(='the Civil Society Information Society Advisory Council'/以下「CSISAC」) 、並びに「インターネット技術諮問委員会」(='the Internet Technical Advisory Committee'/以下「ITAC」)からの90を超える専門家から構成される¹³。

その後、2021年2月、当該「データ・エコシステム/データ生態系」(='data ecosystem')における主要な「利害関係者/ステークホルダー」(='stakeholder(s)')及び「学術の研究者/大学教員」(='academic(s)')からの追加的な投入を追求する目的で、草案形態における当該勧告に関する意見の「相談/協議/診察/諮問」(='consultation')が、行われた¹⁴。

本勧告の「当該文書の範囲」(='Scope of the instrument')は、以下の通りである。

当該勧告は、個人及び組織/機関/団体の権利を保護し、そして、他の「合法的/正当な/適法な」(='legitimate')「利益」(='interest(s)')及び「目的」(='objective(s)')を考慮する一方で、如何に政府が、「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')(の)「取決め」(='arrangement(s)')を、増大することの当該利益を最大化し得るかについて、「一般原則」(='general principle(s)')及び「政策的指針」(='policy guidance')を述べる¹⁵。

¹¹ *Id.* at 4.

¹² *Id.*

¹³ *Id.*

¹⁴ *Id.*

¹⁵ *Id.*

それは、3つの部分/セクションに分けられて、全体で7つの「主題/テーマ」(='theme(s)')をカバーする。それらは、本勧告で、以下の様に記される。

Section 1 「当該「データ・エコシステム/データ生態系」(='Data Ecosystem')に渡る/中の「信頼」(='Trust')を強化すること」に関して、以下を、取り扱う；

- ・当該「データ・エコシステム/データ生態系」(='data ecosystem')の当該「信頼性」(='trustworthiness')を増大する目的で、より広範な努力と共に、全ての関連する「利害関係者/ステークホルダー」(='stakeholder(s)')に、力を与え、及び「前向きに/積極的に/先を見越して/事前対応的に」(='pro-actively')「関与させること」(='engaging');

- ・「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')に対するある「戦略的な」(='strategic')「政府全体の」(='whole-of-government')アプローチを採択すること；並びに、

- ・「データ・ガバナンス」(='data governance')のための責任のある文化を、促進し、かつ、可能とするより広い努力と共に、「個人」(='individual(s)')及び「組織/機関/団体」(='organisation(s)')の権利を保護し、そして、他の「合法的/正当な/適法な」(='legitimate')「利益」(='interest(s)')及び「目的」(='objective(s)')を考慮する一方で、「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')の当該利益を最大化すること；

Section 2 「データにおける投資を刺激すること、並びに、「データ・アクセス」(='Data Access')及び「共有」(='Sharing')に誘因を与えること」に関して、以下に焦点を当てる；

- ・「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')のための「持続可能な事業モデル/ビジネス・モデル」(='sustainable business model(s)')及び市場の当該発展及び採択のための「首尾一貫した」(='coherent')「誘因」(='incentive')(の)「仕組み/メカニズム」(='mechanism(s)')及び「促進する条件」(='promoting condition(s)')を提供すること；

Section 3 「社会全体に渡って/中に、効果的及び責任を有する、「データ・アクセス」(='Data Access')、
「共有」(='Sharing')、及び「利用」(='Use')を育成すること」に関して、以下を取り扱う；

- ・「信頼」(='trust')を伴う、「国境を越える」(='cross-border')、「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')のための条件を、更に発展させること；

・当該「公共」(='public')及び「民間」(='private')(の)「部門」(='sector(s)')の中で、及び(それら)に渡って/中に、を含めて、「組織/機関/団体」(='organisation(s)')に渡って/中に(の)データの当該「発見可能性/ファインダビリティ」(='findability')、「接近可能性/アクセス可能性/アクセシビリティ」(='accessibility')、「相互運用性/インターオペラビリティ」(='interoperability')、及び「再利用可能性/リユースビリティ」(='reusability')を育成すること；並びに、

・当該「データ(の)価値の循環/データ・バリュー・サイクル」(='data value cycle(s)')と共に、責任を持って、効率的にデータを利用するための、全ての「利害関係者/ステークホルダー」(='stakeholder(s)')の当該能力を増大させること。

当該勧告が、それらに対して、直接申し述べられている/宛てられている政府に加えて、当該勧告は、また、「データ保有者/データ・ホルダー」(='data holder(s)'), 「データ生産者/データ・プロデューサー」(='data producer(s)'), 「データ仲介者/データ・インターメディアリィー」(='data intermediary(-ies)'), 及び他の関連する「利害関係者/ステークホルダー」(='stakeholder(s)')が、実施される当該「データ・エコシステム/データ生態系」(='data ecosystem')において、又はそれらの役割に応じて、適切な場合には、この勧告の当該「実施/実行/履行」(='implementation')を、支持する、及び促進すること、を奨励する。」

16

将来的な課題である「次の段階/ステップ」(='Next steps')は、以下の通り。

今後は、当該勧告が、3つのパートナー委員会に、以下を「指導/指示する」(='instruct')ことが、提案される。それらは、以下の通り。

(a) 当該勧告の当該「実施/実行/履行」(='implementation')に関する更なる実地的な「案内/指導/ガイダンス」(='guidance')を発展させ、かつ、反復すること¹⁷。

(b) 「データ・ガバナンス」(='data governance')に関連する「争点/論点/問題点」(='issue(s)')を、更に「探査する」(='explore')こと、に関する政策及び経験に関する情報を交換することための、「議論の場/フォーラム」(='forum' or 'fora')として、奉仕すること¹⁸。

¹⁶ *Id.*

¹⁷ *Id.* at 5.

¹⁸ *Id.*

(c) その採択に続いてから遅くとも5年までに、そして、それ以後、少なくとも10年毎に、当該勧告の当該「実施/実行/履行」(='implementation')、普及(='dissemination')、及び「継続する関連(性)」(='continued relevance(s)')に関して、当該理事会に報告すること¹⁹。

概して、本勧告は、OECDによる、「データ・ガバナンス」(='data governance')、特に/より具体的に、当該「民間部門」(='private sector(s)')及び「公共部門」(='public sector(s)')に渡って/中に、行われる「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')に関する従前の考えの延長線上に、存在する。

それは、例えば、本勧告でも、「COVID-19(の)対応及び復興への関連(性)」²⁰として、取り上げられ、その後、実際に、各国及び/又は地域で、当該世界的流行/パンデミックに際して行われたデータの利活用等で、その考えの有用性が、少なからず示された、と述べて差し支えない様に思われる。

しかし、依然として、解決されるべき課題も、存在する。

まず、更に、「データ駆動型の科学的発見」(='datadriven scientific discovery')及び「革新/イノベーション」(='innovations')を「育成する」(='foster')こと、並びに、「データ(の)価値の循環/データ・バリュー・サイクル」(='data value cycle(s)')で創出されるデータを強化すること、である。特に、ある企業等によって、行われる「人工知能」(='Artificial Intelligence'/以下「AI」)及び「物のインターネット/インターネット・オブ・シングス」(='Internet of Things'/以下「IoT」)を含む「真の」(='real')「データ駆動型(の)」(='data-driven')「革新/イノベーション」(='innovations')、特に、その研究及び開発の過程において、生成されるより「財産的価値を有する」(='proprietary')データの保護を強化すること、である。

特に、「製造プロセス」に関連する循環するデータの利活用のあり方は、特に、「データ駆動型(の)革新/イノベーション」が、半ば「ビジョン」的に提案された時期に、政策担当者及び幾つかの世界的な事業者によって、示されてきた²¹。

¹⁹ *Id.*

²⁰ *Id.*

²¹ 例えば、経産省「中間取りまとめ-CPSによるデータ駆動型社会の到来を見据えた変革-概要」(平成27年5月)2頁等を参照のこと。

それらの具体的な例として、2011年、ドイツ政府によって提案された技術政策である「インダストリー4.0」(='Industrie 4.0'(独)/ 'Industry 4.0'(英))²²及び合衆国のGeneral Electric Company (以下「GE」)を中心とする企業によって、提案された「インダストリアル・インターネット」(='Industrial Internet')²³等が、存在する。

しかし、これらの考えは、その後、「デジタル・トランスフォーメーション」(='Digital Transformation'/ 以下「DX」)と云うより広い考えに半ば包含され、また、その実現も、各国及び又は地域における、特に、より高速な物理的な通信ネットワークの不十分な整備等を理由として、少なくとも、当初想定されていた規模及び性質においては、実現されていない。

その一方で、近時では、例えば、株式会社小松製作所が、過去15年以上に渡って、提供してきた稼働管理システムであって、常時監視、保守管理、及び遠隔制御等を実現するKOMTRAX (コムトラックス)、並びに、2017年、Rolls-Royce Holdingsが、公表し、そして、開始した、「機械学習」(='machine learning')、

²² 2011年、ドイツ政府によって提案された技術政策である「インダストリー4.0」(='Industrie 4.0'(独)/ 'Industry 4.0'(英))は、「ドイツ工学アカデミー」(='Deutsche Akademie der Technikwissenschaften'(独)/ 'German Academy of Science and Engineering'(英))及び「ドイツ連邦教育・研究省」(='Bundesministerium für Bildung und Forschung'/以下「BMBF」(独)/ 'Federal Ministry of Education and Research'(英))によって公表され、ドイツ政府が推進する製造業のデジタル化及びコンピューター化を目指す国家戦略とされた。それには、SAP SE、Siemens AG、及びRobert Bosch GmbH等の主要企業、並びにFraunhofer-Gesellschaft、RWTH Aachen、及びTechnische Universität München (以下「TUM」)等の主要大学・研究機関、そして、機械、電気及び情報の業界3団体等が、参加していた。

「経済は、第4次産業革命の閾値にある。インターネットによって駆動されるリアル・ワールドとヴァーチャル・ワールドは、一体となって1つのインターネットになる。プロジェクト・インダストリー4.0では、このプロセスをサポートしたいと考えている。」

Bundesministerium für Bildung und Forschung, *Digitale Wirtschaft und Gesellschaft*, available at

<<https://www.bmbf.de/de/zukunftsprojekt-industrie-4-0-848.html>> (visited Mar. 14, 2018).

²³ General Electric Company (以下「GE」)が提案する「インダストリアル・インターネット」(='Industrial Internet')において、それは、「第1の波: 産業革命」、「第2の波: インターネット革命」に後続する「第3の波: インダストリアル・インターネット」として位置付けられ、同社に加えて、AT&T Inc.、Cisco Systems, Inc.、International Business Machines Corporation (以下「IBM」)、及びIntel Corporation等を含む事業者が、参画し、当該ビジョンを実現することが、予定されていた。

See, e.g., Peter C. Evans & Marco Annunziata, *Industrial Internet: Pushing the boundaries of minds and machines at 10* Figure 4. *Industrial Internet Data Loop* (rel. Nov. 26, 2012).

「人工知能」(='Artificial Intelligence'/以下「AI」)、及び「データ分析/データ解析/データ・アナリティクス」(='data analytics')の結合サービスであるR2DataLabsに代表される、前述したビジョンの一部又は全部の実現を意図するサービスが、提供されるようになってきた。

このような機械によって生成されるデータについては、競争政策、特に、「二次的市場/セカンダリー・マーケット」(='secondary market')の開放の観点から、潜在的な懸念を表明する考えも、存在する²⁴。しかし、当該データは、少なくとも、従前においては、オフラインで行われていた研究及び開発の過程のオンライン化の成果としての性質を非常に強く有するものについては、より「財産的価値を有する」(='proprietary')ものとして、産業政策の観点からも、より積極的な保護を実現する政策が採択されるべきである。

次に、所謂「サイバー空間」(='cyber-space')における(西側先進国と権威主義的な非西側諸国との間に存在する)規制の「非対称性」(='asymmetry')、特に、それが、データに与え得る負の影響への対応及び解決に取り組むこと、である。

近時では、より広く、「エコシステム/生態系」(='ecosystem')、及びその「鍵となる」支配的な「プラットフォーム」(='platform(s)')を保有する、一般に「GAFA」(すなわち、Google Inc.、Apple Inc.、Facebook、

²⁴ 例えば、2019年4月4日、「欧州委員会」(='the European Commission')は、「デジタル時代のための競争政策 最終報告書」(='Competition Policy for the digital era Final report')を公表した。

本報告書は、「如何に、「競争政策」(='competition policy')が、「デジタル時代」(='the digital age')において、「消費者を支持する」(='pro-consumer')「イノベーション/革新」(='innovation')を促進し続ける目的で進化するべきかを「探索する」(='explore')こと」、をその目的とする。

本報告書は、巨大IT企業によって、保有される「プラットフォーム」(='platform(s)')、その上で収集され、そして、利用される各種の「データ」(='data')、及びそれらによる「デジタル領域における合併及び買収」、特に、「キラー・アキュジション/殺し屋買収」(='killer acquisition(s)')等と呼ばれる、ある急速に成長し、そして、顕著な競争上の潜在能力を有する小規模な「スタートアップ/新会社」(='start-up(s)')に対する支配的なプラットフォームによる買収、に対して、特に焦点を当てる。本報告書でも、当該潜在的な懸念が示されている。

European Commission, Competition Policy for the digital era, Final report, a report by Jacques Crémer, Yves-Alexandre de Montjoye & Heike Schweitzer at 10 (2019), available at <<http://ec.europa.eu/competition/publications/reports/kd0419345enn.pdf>> (visited Apr. 10, 2019).

例えば、拙稿「欧州委員会による「デジタル時代のための競争政策 最終報告書」(2019年)(1)・(2・完)」群馬大学社会学部情報学部研究論集 第27巻 159頁以下、169頁以下(2020年)等を参照のこと。

Inc. (2021年10月28日、Meta Platforms, Inc.に名称変更)、及びAmazon.com, Inc.の4社)と呼ばれる巨大IT企業の影響力が、議論の対象とされてきた。彼らは、特にアプリケーション層(及び/又はより上位)で影響力を行使し得る能力を有して、可能な場合には、公共インターネット上に「壁に囲まれた庭」(='walled garden')を構築し、それに対する支配からはほぼ排他的に利益を得ることを実現してきた。その様な状況において、「GAFA」に代表される巨大IT企業の活動に対応すること、を目的とする政策が、各国の当局によって、模索されてきた²⁵。

加えて、近時では、一般に「BAT」(すなわち、Baidu, Inc. (百度公司)、Alibaba Group Holding Limited (阿里巴巴集团)、及びTencent Holdings Limited (騰訊控股有限公司)の中国系の3社)と呼ばれる巨大IT企業も、その活動の領域を、中国国内のみならず、世界に拡大してきた²⁶。これらの中国系の事業者は、西側先進国の事業者の活動が制限される「中国国内」を中心とする「サイバー空間」(='cyber-space')において、特権的に活動しつつ、経済的なものも含めて、公共インターネットにおける活動も、享受してきた²⁷。同様に、これらの事業者は、西側先進国の「オープン・データ」(='open data')に対するア

²⁵ 例えば、拙稿「アメリカ合衆国の連邦議会の下院の司法委員会の反トラスト法、商法、及び行政法小委員会による「デジタル市場における競争の調査、多数派の職員/スタッフの報告書及び勧告」(2020年)(1)・(2・完)」群馬大学社会情報学部研究論集 第29巻 99頁以下、121頁以下(2022年)等を参照のこと。

²⁶ 従前には、「BAT」(すなわち、Baidu, Inc. (百度公司)、Alibaba Group Holding Limited (阿里巴巴集团)、及びTencent Holdings Limited (騰訊控股有限公司)の中国系の3社)と呼ばれる中国系の巨大IT企業の事業の最も主要な顧客が存在する地理的範囲は、実質的には専ら「中国国内」を中心とする、所謂「中国語圏」又は「中華圏」等と呼ばれる地域であった。そのため、それらの活動は、EU、米国、及び日本等の当局によって、議論は有るが、一部の例外的事項を除いて、必ずしも本格的な調査、並びに強力な強制/執行等の対象とされてこなかった。しかし、例えば、前述した欧州委員会の「デジタル時代のための競争政策 最終報告書」が、特に焦点を当てる「データの役割」、特に、情報の「収集及び使用」等に関連して、それらは、従前から議論の対象とされてきたGAFAと同様の能力を、既に有していると理解されるべきである。また、繰り返される企業の「買収」等によって、それらの影響力が、「利用者/ユーザー」(='user(s)')の認識を遙かに超えて及ぶことも、可能となっている。したがって、BATに対しても、その様な前提に基づいた政策的対応が、不可欠である様に思われる。その様なことを考察する場合には、例えば、本稿の注(24)で前述した欧州委員会の専門家報告書において、その執筆者が、主張する様に、専ら、「実際に発生した(すなわち、顕在化した)事件」に対して、「事後的に」対応する競争法を、巨大IT企業に対する主たる規制手段とするのみでは、必ずしも十分ではなく、「より一般的な事象」に対して、「(予防法学的意味も含めて)事前的に」対応する個別の事業法等による規制が、(少なくとも、その執筆者が主張する程度よりも)より遙かに重視されるべきである様に思われる。

²⁷ 例えば、Columbia UniversityのColumbia Law SchoolのTim Wu教授は、Donald J. Trump大統領が、中国企業が提供する「アップ」(='app(s)')であるTikTok[®]及びWeChat[®]の提供者に対して、アメリカ人の購入者が見つからない場合には、米国からの出入りを禁止する、と判断したことに関連して、中国が、同国国内では閉鎖的で、かつ、検閲的なインターネ

アクセスを有して、それを自国の内外での活動等に活用することが可能な一方で、西側先進国の事業者は、同様の便益を、中国及びロシア連邦を含む国家から享受することは、不可能である²⁸。

これらは、公平及び互恵の観点から、著しい不公平及び又は不公正である。より広く、将来的には、特にアプリケーション層(及び又はより上位)に対するより精緻な考察をとまなう形で、国際的な枠組みを含めて、「レイヤー型規制/レイヤー型構造に基づく規制」の導入(及び又はアプリケーション層(及び又はより上位)における規制を可能とする権能の確保)が必要とされるものと思われる(その一部は、既存の通信規制の枠組みを越える可能性も存在し得るものと思われる)²⁹。

本稿の以下では、本勧告の邦訳を記載する。

ット経済を維持している一方で、海外では同国の製品が開放的な市場に対する完全なアクセスを享受している、と指摘する。そして、Wu教授は、当該非対称性は不公平であり、最早容認されるべきではなく、インターネットに対する完全なアクセス、すなわち、開放されたインターネットの特権は、その開放性を尊重する国の企業にのみ拡大されるべきである、と主張する。

Tim Wu, A TikTok Ban Is Overdue, *New York Times*, Aug. 18, 2020, *available at*

<https://www.nytimes.com/2020/08/18/opinion/tiktok-wechat-ban-trump.html> (Aug. 31, 2020).

²⁸ 例えば、Didi Chuxing Technology Co. (滴滴出行)は、日本国内では、ソフトバンク株式会社との合弁会社であるDiDi モビリティジャパン株式会社 (DiDi Mobility Japan Corp.)を通じて、タクシー配車サービスを提供している。同社は、日本国内で、「オープン・データ」(=open data)を含む公開されている洗練された気象情報等を利用して獲得したノウハウ等を活用して、世界各国で提供される同社の多岐に渡るサービスの改善等に活用することが、可能である。しかし、西側先進国の事業者が、中国国内で、同様の活動を行うことには、著しい制限が、伴う。

²⁹ 2022年2月24日に開始された「ロシアによるウクライナ侵略」以降、ロシア連邦は、例えば、同年3月に、Facebook[®]、Instagram[®]、及びTwitter[®]へのアクセスの遮断等を行って、独自のアプリケーション、サービス、コンテンツ及び機器を使用する、代替的な通信ネットワークの構築を推進してきた。このような「国際的な枠組み」の構築に際しては、国家安全保障上の観点からも含めて、国家及び公権力によるインターネットの「分断」についても、十分に考察する必要があるものと、思われる。

See, e.g., Steven Vaughan-Nichols, Russia may be cutting itself off from the internet, ZDNET, at

<https://www.zdnet.com/home-and-office/networking/russia-may-be-cutting-itself-off-from-the-internet/> (Mar. 10, 2022) (visited Mar. 15, 2022).

[資料]**データへのアクセス及びその共有を増大することに関する OECD の理事会の
勧告
(2021 年)³⁰****「背景情報」 (= 'Background Information')**

「データへのアクセス及びその共有を増大することに関する OECD の理事会の勧告」 (=The Recommendation of the Council on Enhancing Access to and Sharing of Data/以下「EASD」又は「本勧告」) は、「デジタル経済政策委員会」 (=the Committee on Digital Economy Policy/以下「CDEP」)、 「科学及び技術政策委員会」 (=the Committee for Scientific and Technological Policy/以下「CSTP」)、並びに「公共統治委員会/公共ガバナンス委員会」 (=the Public Governance Committee/以下「PGC」) の当該提案に基づいて、2021年10月6日に、「OECDの理事会」 (=the OECD Council) によって、採択された。

当該「勧告」 (=Recommendation) は、「個人」 (=individual(s)) 及び「組織/機関/団体」 (=organization(s)) の「権利」 (=right(s)) を保護し、そして、他の「合法的な/正当な/適法な」 (=legitimate) 「利益」 (=interest(s)) 及び「目的」 (=objective(s)) を考慮する一方で、如何に政府が、「データ・アクセス」 (=data access) 及び「共有」 (=sharing) を、増大することの当該利益を最大化し得るかについて、「一般原則」 (=general principle(s)) 及び「政策的指針」 (=policy guidance) を述べることを、を目指す/目標とする。

EASD は、当該「民間部門」 (=private sector(s)) 及び「公共部門」 (=public sector(s)) に渡って/中に、地球的に/世界的に、「データ駆動型の科学的発見」 (=datadriven scientific discovery) 及び「革新/イノベーション」 (=innovations) を「育成する」 (=foster) 目的で、新たな及び既存の「データの源/データ・ソース」 (=data source(s)) の「協力/コラボレーション」 (=collaboration(s)) 及び「動力化/利用」 (=harnessing) を容易にして、以下を助ける:

- 「環境(の)」 (=environmental) 「課題/難問/難題」 (=challenge(s)) を含む、「社会的な」 (=societal) 「課題/難問/難題」 (=challenge(s))、及び当該「COVID-19危機」 (=the COVID-19 crisis) の様な「地球的な/世界的な」 (=global) 「緊急事態」 (=emergency(-ies)) を、解決すること;

³⁰ See *supra* note 1. なお、当該邦訳は、本勧告の「非公式な翻訳」 (=unofficial translation) である。

- 「持続可能な成長」(='sustainable growth')を加速させ、そして、社会の「福祉」(='welfare')及び「幸福/福利」(='well-being')を、増大すること;
- 「証拠に基づく政策立案/エビデンス-ベースト・ポリシー・メイキング」(='Evidence-Based Policy Making'/以下「EBPM」)と同様に、「公的サービス(の)設計及び提供」(='public service design and delivery')を、発展させること;
- 社会全体に渡って/中に、「透明性」(='transparency')、「説明責任」(='accountability')、及び「信頼」(='trust')を、増大すること; 並びに
- 「企業」(='enterprise(s)')、「労働者」(='worker(s)')、「市民」(='citizen(s)')、及び「消費者」(='consumer(s)')を含む、デジタルの「商品」(='good(s)')及び「役務」(='service(s)')の「利用者/ユーザー」(='user(s)')に「力を与える」(='empower')こと。

「データ・ガバナンス」(=' Data Governance')、「データ・アクセス」(=' Data Access')及び「共有」(=' Sharing')に関するOECDの仕事

OECDは、CDEP並びにその「デジタル経済におけるデータ・ガバナンス及びプライバシーに関する作業班/作業部会」(='Working Party on Data Governance and Privacy in the Digital Economy'/以下「DGP」)を通じて、CSTP、並びにPGCは、その「デジタル政府高官作業班/作業部会」(='Working Party of Senior Digital Government Officials'/以下「E-Leaders」)を通じて、何年も、「データ・ガバナンス」(='data governance')、特に/より具体的に、「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')に関して、働いてきた。

当該「データのガバナンス」(='governance of data')に関する「政策立案」(='policy making')を導く目的で、OECDは、数多くの「法律文書」(='legal instrument(s)')を、発展させてきたが、それらの中で、4つのOECDの勧告が、「データへのアクセス及びその共有を増大すること」(='enhancing access to and sharing of data'/以下「EASD」)に関するものであり、特に/より具体的に、「データ(の)開放性」(='data openness')、「透明性」(='transparency')、「利害関係者/ステークホルダー(の)関与」(='stakeholder engagement')、「知的財産権」(='Intellectual Property Right(s)'/以下「IPR(s)」)、及び「価格設定」(='pricing')の様な共通の課題に関して、「案内/指導/ガイダンス」(='guidance')及び「ベスト・プラクティス/最良[最善]の実務」(='best practice(s)')を、述べる。これらの勧告は、以下を含む:

- 「公的資金からの研究データへのアクセスに関する勧告」(='Recommendation concerning Access to Research Data from Public Funding') [[OECD/LEGAL/0347](#)];
- 「公共部門(の)情報への増大されるアクセス及びより効率的な利用のための勧告」(='Recommendation for Enhanced Access and More Effective Use of Public Sector Information') [[OECD/LEGAL/0362](#)];
- 「デジタル・ガバメント/デジタル政府戦略に関する勧告」(='Recommendation on Digital Government Strategies') [[OECD/LEGAL/0406](#)]; 並びに
- 「健康データ(の)統治/運営/管理/ガバナンスに関する勧告」(='Recommendation on Health Data Governance') [[OECD/LEGAL/0433](#)].

しかしながら、「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')に関するOECDの仕事は、「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')が、「部門」(='sector(s))及び「管轄権」(='jurisdiction(s))を越えて、増大的に発生しているために、より「首尾一貫した」(='coherent')「データ・ガバナンス」(='data governance')の枠組みのための当該必要性を、明らかにした。

「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')から生じる当該利益の多くは、ある「領域」(='domain')及び「部門」(='sector')において、創造されたデータが、他の領域又は部門において、適用される場合に、更なる「見識/洞察」(='insight(s))を提供し得る(と云う)当該事実に基づく。

例えば、ある明確な「実例/解説/説明」(='illustration(s))は、「オープン政府データ/オープン・ガバメント・データ」(='open government data')によって、提供される。そこでは、当初(は)行政(の)目的のために利用される「データ・セット」(='data set(s))が、「企業家/起業家」(='entrepreneur(s))、「学術の研究者/大学教員」(='academic(s))、「科学者」(='scientist(s))、「ジャーナリスト」(='journalist(s))、「市民社会」(='civil society(-ies))の「代表者」(='representative(s))を含む、多岐に渡る「行為者」(='actor(s))によって、当該データが、当初創出された時点では、予測されない役務を、創出する目的で、再利用される。

OECDに渡る/中の、「データ・ガバナンス」(='data governance')並びに「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')に基づいて、発展してきた当該「専門的意見[技術]/専門知識」(='expertise')の上に構築されて、OECDは、「ゴーイング・デジタル・ホリゾンタル・プロジェクト」(='Going Digital Horizontal Project')の「第3段階」(='Phase III')を、開始してきた。

それは、「成長及び幸福/福利のためのデータ(の)統治/運営/管理/ガバナンス」(=Data Governance for Growth and Well-Being)に焦点を当て、そして、データから利益を得る当該能力の発展を助け、関連する「課題/難問/難題」(='challenge(s)')を取り扱い、そして、国内的に、及び国境を越えて、「データ・ガバナンス」(='data governance')に対する「全体論の/全体論的な」(='holistic')、かつ、首尾一貫したあるアプローチを育成するための「政策的指針」(='policy guidance')を提供することを、狙う/目標とする。

この「水平的・プロジェクト」(='Horizontal Project')は、その「学際的な」(='multidisciplinary')アプローチを引き受け、そして、政策(の)「トレードオフ/妥協/二律背反」(='trade-off(s)')に渡って/中に、及び政策(の)「制度/体制/組織」(='regime(s)')の間での両方で、「データ・ガバナンス」(='data governance')のある「包括的な」(='comprehensive')、かつ、「首尾一貫した/整合性を有する」(='consistent')理解を発展させる目的で、その「徹底的な/詳細な/綿密な」(='in-depth')分析を、「レバレッジ/梃子(の)作用)を活用する」(='leverage(s)')。

当該勧告を発展させるためのある「協力的な」(=' co-operative')、かつ、「包含的な」(=' inclusive') 過程

当該勧告は、3つのパートナー委員会、すなわち、CDEP、CSTP、及びPGCによって、「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')に関するそれらの従前の仕事に基づいて、発展された。

当該3つのパートナー委員会によって、指名された専門家のある「合同運営グループ」(='Joint Steering Group'/以下「JSG」)が、当該仕事を支持する目的で、結成され、(それは、)30を超える「OECDの加盟国」(='Member(s)')及び「パートナー経済(地域)」(='partner economy(-ies)')からの代表者を含むのと同様に、「OECDの経済」(='Business at OECD')(「経済産業諮問委員会」(='Business and Industry Advisory Committee'/以下「BIAC」)、「労働組合諮問委員会」(='Trade Union Advisory Committee'/以下「TUAC」)、「市民社会情報社会諮問委員会」(='the Civil Society Information Society Advisory Council'/以下「CSISAC」)、並びに「インターネット技術諮問委員会」(='the Internet Technical Advisory Committee'/以下「ITAC」)からの90を超える専門家から構成される。

加えて、2021年2月、当該「データ・エコシステム/データ生態系」(='data ecosystem')における主要な「利害関係者/ステークホルダー」(='stakeholder(s)')からと同様に、当該JSGにおける彼らの参加が、比較的に限定されていた「学術の研究者/大学教員」(='academic(s)')からの追加的な投入を追求する目的で、草案形態における当該勧告に関するある標的とされる「利害関係者/ステークホルダー」(='stakeholder(s)')(の)「相談/協議/診察/諮問」(='consultation')が、引き受けられた。

「当該文書の範囲」(='Scope of the instrument')

当該勧告は、「個人」(='individual(s)')及び「組織/機関/団体」(='organisation(s)')の権利を保護し、そして、他の「合法的/正当な/適法な」(='legitimate')「利益」(='interest(s)')及び「目的」(='objective(s)')を考慮する一方で、如何に政府が、「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')(の)「取決め」(='arrangement(s)')を、増大することの当該利益を最大化し得るかについて、「一般原則」(='general principle(s)')及び「政策的指針」(='policy guidance')を述べる。

それは、3つの部分/セクションに分けられて、全体で7つの「主題/テーマ」(='theme(s)')をカバーし、それらは、以下の通り:

Section 1 「当該「データ・エコシステム/データ生態系」(='Data Ecosystem')に渡る/中の「信頼」(='Trust')を強化すること」に関して、以下を、取り扱う;

- 当該「データ・エコシステム/データ生態系」(='data ecosystem')の当該「信頼性」(='trustworthiness')を増大する目的で、より広範な努力と共に、全ての関連する「利害関係者/ステークホルダー」(='stakeholder(s)')に、力を与え、及び「前向きに/積極的に/先を見越して/事前対応的に」(='pro-actively')「関与させること」(='engaging');
- 「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')に対するある「戦略的な」(='strategic')「政府全体の」(='whole-of-government')アプローチを採択すること; 並びに、
- 「データ・ガバナンス」(='data governance')のための責任のある文化を、促進し、かつ、可能とするより広い努力と共に、「個人」(='individual(s)')及び「組織/機関/団体」(='organisation(s)')の権利を保護し、そして、他の「合法的/正当な/適法な」(='legitimate')「利益」(='interest(s)')及び「目的」(='objective(s)')を考慮する一方で、「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')の当該利益を最大化すること;

Section 2 「データにおける投資を刺激すること、並びに、「データ・アクセス」(='Data Access')及び「共有」(='Sharing')に誘因を与えること」に関して、以下に焦点を当てる;

- 「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')のための「持続可能な事業モデル/ビジネス・モデル」(='sustainable business model(s)')及び市場の当該発展及び採択のための「首尾一貫した」(='coherent')「誘因」(='incentive')(の)「仕組み/メカニズム」(='mechanism(s)')及び「促進する条件」(='promoting condition(s)')を提供すること;

Section 3 「社会全体に渡って/中に、効果的及び責任を有する、「データ・アクセス」(='Data Access')、
「共有」(='Sharing')、及び「利用」(='Use')を育成すること」に関して、以下を取り扱う;

- 「信頼」(='trust')を伴う、「国境を越える」(='cross-border')、「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')のための条件を、更に発展させること;
- 当該「公共」(='public')及び「民間」(='private')(の)「部門」(='sector(s)')の中で、及び(それら)に渡って/中に、を含めて、「組織/機関/団体」(='organisation(s)')に渡って/中に(の)データの当該「発見可能性/ファインダビリティ」(='findability')、「接近可能性/アクセス可能性/アクセシビリティ」(='accessibility')、「相互運用性/インターオペラビリティ」(='interoperability')、及び「再利用可能性/リユースビリティ」(='reusability')を育成すること;並びに、
- 当該「データ(の)価値の循環/データ・バリュー・サイクル」(='data value cycle(s)')と共に、責任を持って、効率的にデータを利用するための、全ての「利害関係者/ステークホルダー」(='stakeholder(s)')の当該能力を増大させること。

当該勧告が、それらに対して、直接申し述べられている/宛てられている政府に加えて、当該勧告は、また、「データ保有者/データ・ホルダー」(='data holder(s)')、「データ生産者/データ・プロデューサー」(='data producer(s)')、「データ仲介者/データ・インターメディアリィー」(='data intermediary(-ies)'),及び他の関連する「利害関係者/ステークホルダー」(='stakeholder(s)')が、実施される当該「データ・エコシステム/データ生態系」(='data ecosystem')において、又はそれらの役割に応じて、適切な場合には、この勧告の当該「実施/実行/履行」(='implementation')を、支持する、及び促進すること、を奨励する。

「次の段階/ステップ」(='Next steps')

今後は、当該勧告が、3つのパートナー委員会に、以下を「指導/指示する」(='instruct')ことが、提案される:

- 当該「民間部門」(='private sector(s)')における「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')のための責任を有する「データ・ガバナンス」(='data governance')に関する「案内/指導/ガイダンス」(='guidance')を含む、当該勧告の当該「実施/実行/履行」(='implementation')に関する更なる実際的な「案内/指導/ガイダンス」(='guidance')を発展させ、かつ、反復すること。

この「案内/指導/ガイダンス」(='guidance')は、如何に「支持者/信奉者」(='Adherent(s)')が、当該勧告の当該条項を「実施/実行/履行する」(='implement')ことが出来るかに関して、より詳細な、かつ、実際的な情報を提供する(であろう)。

- 当該勧告の当該「実施/実行/履行」(='implementation')、「利害関係者/ステークホルダー」(='stakeholder(s)')との及び(それら)の間の「対話」(='dialogue')を育成すること、「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')(の)「取決め」(='arrangement(s)')の当該採択に関する当該「証拠ベース/エビデンス・ベース」(='evidence base')を「改善/改良する」(='improve')こと、そして、データ(の)「管理/運営」(='management')及び「制御」(='control')、並びに、「データ・アクセス」(='data access')及び「共有」(='sharing')(の)「取決め」(='arrangement(s)')の当該「相互運用性/インターオペラビリティ」(='interoperability')を含めて、「データ・ガバナンス」(='data governance')に関連する「争点/論点/問題点」(='issue(s)')を、更に「探査する」(='explore')こと、に関する政策及び経験に関する情報を交換することのための、「議論の場/フォーラム」(='forum' or 'fora')として、奉仕すること。

これらの議論は、「支持者/信奉者」(='Adherent(s)')の間で、経験の当該交換を支持し、そのことによって、それらの中で、学習すること、及び「グッド・プラクティス/良い実務」(='good practice(s)')の当該「念入りに仕上げること/精巧さ」(='elaboration')を支持すること、を狙う(であろう)。

- その採択に続いてから遅くとも5年までに、そして、それ以後、少なくとも10年毎に、当該勧告の当該「実施/実行/履行」(='implementation')、「普及」(='dissemination')、及び「継続する関連(性)」(='continued relevance(s)')に関して、当該理事会に報告すること。

この報告書は、それが、「最新の情報を含む」(='up-to-date')、かつ、有用であり続け、そして、必要な場合には、それを修正する如何なる必要性を特定することを確かなものとするために、当該勧告の当該影響及び「継続する関連(性)」(='continued relevance(s)')を、評価する(であろう)。

COVID-19(の)対応及び復興への関連(性)

当該「2019年のコロナ・ウイルス(の)世界的]流行/コロナ・ウイルス・パンデミック」(='2019 Coronavirus pandemic'/以下「COVID-19」)は、「部門横断的な」(='crosssectoral')データの再利用、そして、したが

って、「部門特有の」(='sector specific')「データ・ガバナンス」(='data governance')の枠組みを越えるより「一貫性」(='coherence')のための当該必要性を強調した。

例えば、「電気通信サービス・プロバイダー」(='telecommunications services provider(s)')の「匿名化された」(='anonymised')「セル・データ・レコード」(='Call Data Record(s)')以下「(CDR(s))」は、COVID-19 及び他の「世界的流行/パンデミック」(='pandemic(s)')の当該拡大を、監視及び制御する目的で、再利用されてきた。

したがって、「データへのアクセス及びその共有を増大する」(='enhance access to and sharing of data/'以下「EASD」)政策は、「世界的流行/パンデミック」(='pandemic(s)')及び他の「緊急事態」(='emergency(-ies)')に対する当該戦いを、加速させることを助けることにおいて、重要である。

「地球的な/世界的な」(='global')「データの共有」(='sharing of data')は、「協力/コラボレーション」(='collaboration(s)')に、拍車を掛け、そして、進行中の当該「世界的流行/パンデミック」(='pandemic(s)')の間の発見を、加速してきたが、「課題/難問/難題」(='challenge(s)')は、残る。

当該データの少なくとも幾つかにおける信頼は、比較的到低く、そして、「未解決の」(='outstanding')

「争点/論点/問題点」(='issue(s)')は、「特定の標準」(='specific standard(s)')、「調整/協調」(='co-ordination')、及び「相互運用性/インターオペラビリティ」(='interoperability')、の当該欠如と同様に、低いデータ(の)品質及び「分析能力」(='analysis capacity')を、含む。

更なる情報のために、以下を見よ:

- 「我々が、COVID-19と戦う様な「データ・プライバシー」(='data privacy')を確かなものとすること」
(='Ensuring data privacy as we battle COVID-19')
- 「活動する「オープン・データ」(='open data'): 当該COVID-19(の)「世界的流行/パンデミック」
(='pandemic(s)')の当該初期段階の間の「主導/イニシアチブ」(='initiative(s)')」(='Open data in action:
Initiatives during the initial stage of the COVID-19 pandemic')
- 「COVIDを追跡及び追跡すること: 「アップ」(='app(s)')及び「生体認証/バイオメトリクス」
(='biometrics')を利用する一方で、プライバシー及びデータを保護すること」(='Tracking and tracing
COVID: Protecting privacy and data while using apps and biometrics')
- 「何故「オープン・サイエンス」(='open science')は、COVID-19と闘うことに「決定的な/重大な/重
要な」(='critical')であるか」(='Why open science is critical to combatting COVID-19')

OECD(の)「データ・ガバナンス」(=Data Governance)(の)仕事に関する更なる情報のために、以下に
相談せよ: <http://oe.cd/datagovernance>.

「連絡先情報」(='contact information'): datagovernance@oecd.org.

(未完)

【付記】

本稿は、研究題目「持続的な経済成長の促進を可能とするICT利活用のあり方に関する総合的研究」(国際共同研究加速基金(国際共同研究強化)(平成28-令和元年度)(JSPS科研費 15KK0109))に対して交付された、科学研究費補助金の成果の一部を含むものである。

客員研究員として、The University of California, Berkeleyで在外研究を行うことを可能とするために御助力を頂いた、同大学のthe Charles and Louise Travers Department of Political Scienceの学部長であるSteven K. Vogel教授を始めとする全ての方、そして、当該在外研究で貴重な知見を得ることを可能とするために御助力を頂いた全ての方に、謹んで心からの謝意を示したい。

本稿は、研究題目「5G時代における情報通信ネットワーク安全保障のあり方に関する国際研究」に対して支援された、2019年度公益財団法人電気通信普及財団助成(財団設立35周年記念事業)の成果の一部を含むものである。